

株主総会資料及び 書面交付請求 に関するご案内

当社は、会社法改正により導入された株主総会資料の電子提供制度に基づき、2023年6月に実施した第155期定時株主総会より資料の一部を株主様へご郵送し、全文を当社ウェブサイトに掲載しております。来年の株主総会資料につきましても、引き続き株主様には資料の一部のみをご郵送いたしますので、全文を書面でお受け取りになりたい場合は、**2025年3月31日までに**、裏面のお手続き方法を参照のうえお手続きください。

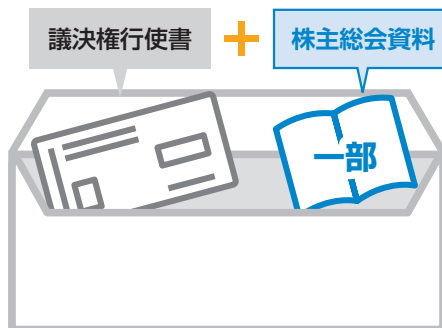
2022年定時株主総会まで

株主総会資料の**全文**をご郵送



2023年定時株主総会より

株主総会資料の**一部**をご郵送



残りはウェブサイトでご確認ください。

株主総会資料の全文は以下ウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>



来年、株主総会資料の全文の書面送付を希望される株主様へ

書面で受領するためのお手続き(書面交付請求)が必要です。

Q1 書面交付請求とは?

A1 インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。
お申し出いただいた株主様には株主総会資料の全文を書面でご郵送します。

Q2 お手続き方法は?

A2 【口座を開設されている証券会社等にお申し出いただく場合】
当該証券会社等に直接お問い合わせのうえ、ご案内に沿ってお手続きください。
【当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行にお申し出いただく場合】
以下の三井住友信託銀行の専用コールセンターよりお手続きください。

Q3 来年の書面交付請求の受付期限は?

A3 定時株主総会の基準日(2025年3月31日)までにお手続きが完了している必要があります。
お申出からお手続き完了までに日数を要しますので、書面交付請求をされる株主様は余裕をもって
お申出ください。

Q4 2024年11月までに一度でも書面交付請求をされた株主様で、来年も全文を書面でご希望される場合

A4 追加のお手続きは不要です。

Q5 既にお申出済みの書面交付請求の取消をご希望される場合

A5 A2と同じ方法でお手続きください。

株主総会資料の電子提供制度に関するお問い合わせ先

■ 三井住友信託銀行株式会社

専用コールセンター  0120-533-600

担当者による対応
受付時間: 9:00~17:00(土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)
自動音声での対応
24時間365日対応可能

■ 書面交付請求手続きのご案内に関するURL

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

